

**Q.**

新型コロナウイルス感染症に罹った場合や、感染を疑われる症状が出た場合の健康保険・傷病手当金の取扱いについて教えてください

**A.**

新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」）のオミクロン株の感染拡大が続いている状況です。無症状や軽症が比較的多いと言われておりますが、検査等で陽性が判明した場合は、一定期間の隔離が必要になってきます。このように新型コロナに感染した場合や、感染したか否かは分からないものの、疑われる症状が出た場合の傷病手当金の取扱いについて、協会けんぽの支部等が情報整理しておりますので、その概要を説明します。

■傷病手当金の利用要件…以下のいずれかに該当する場合に申請が可能です。

- 1.自覚症状（※1）があり、労務が困難な場合。ただし、自己判断による自宅療養であった場合や医療機関を受診しPCR検査を受けた結果、陰性が判明した日以降は支給対象外となります。
- 2.自覚症状（※1）はないが、医療機関を受診しPCR検査を受けた結果、『陽性』となった場合。ただし、陰性が判明した日以降は、支給対象外となります。

※1 自覚症状とは、風邪の症状や37.5℃以上の発熱のほか、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）があることを指します。

自覚症状があるときには、添付書類は異なるものの傷病手当金の支給対象になり、自覚症状がないときには、PCR検査の結果『陽性』になった場合のみ傷病手当金の対象になることは押さえておくとい良いでしょう。また、医療機関を受診できないときには、傷病手当金支給申請書内にある発病時の状況について記載することになるため、状況をメモしておくことが重要になります。

その他、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の質疑応答集は以下のURLから確認することができます。また、健康保険組合の場合、申請要領等が異なる場合もありますので、管掌の組合に照会下さい。

☆厚生労働省保険局発：「新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給に関するQ&A」の改訂について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000632512.pdf>